

税 務 コ ー ナ ー

新設法人の納税義務の免除

1 納税義務の免除

国内の課税資産の譲渡等を行った事業者は、消費税の納税義務を負うこととされていますが、その課税期間の基準期間における課税売上高が3,000万円以下である事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について納税義務が免除されます（消費税法第9条第1項）。

2 新設法人の納税義務免除の特例

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人を除きます。）うち、その事業年度開始の日における資本又は出資の額が1,000万円以上である法人、すなわち新設法人については、その基準期間がない課税期間（事業年度）の納税義務は免除されないこととされています（消費税法第12の2）。

この新設法人に係る特例規定は、基準期間がない事業年度、一般的には設立当初の第2期までの事業年度について適用されますから、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が、1,000万円以上である法人であっても、基準期間における課税売上高が計算できる課税期間一般的には第3期以後の課税期間からは、原則どおり消費税法第9条《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定に従って、課税売上高が3,000万円を超えるかどうかにより納税義務の有無を判定することになります。

3 新設法人に該当する旨の届出書の提出

新設法人に該当することとなった事業者は、設立年月日、事業年度の開始日及び終了日、新設法人に該当することとなった事業年度の開始日及びその資本又は出資の金額等を記載した「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を、速やかにその納税地を所轄する税務署長に提出することとなっています。

なお、法人税法第148条の規定による法人設立届書の提出があった場合において、当該届出書に前述の設立年月日等が記載されているときは、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出があったものとして取り扱うこととされています（消費税法基本通達1-5-20）。

4 簡易課税制度の適用

この新設法人に係る特例規定は、事業者免税点制度に係る特例ですから、新設法人に該当する場合であっても、簡易課税制度は選択適用することができません（消費税法基本通達1-5-19）。

したがって設立された法人が設立事業年度から新設法人に該当する場合には、その設立事業年度中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その設立事業年度から簡易課税制度が適用できます（消費税法施行令第56条第1項）。

なお、設立された法人が設立2年目に新設法人に該当することとなった場合には、原則として、設立事業年度中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していなければ、設立2年目については、簡易課税制度は適用できません。

税務署員をかたった不審電話にご注意ください

最近、税務職員をかたり、電話により親族の勤務先、現住所、電話番号、還付金の振込口座、あるいは売上金額や取引先などの事業の状況を問い合わせる事例や、本来納める必要がない税金を指定口座に振り込むように依頼するといった事例が全国で発生しています。

納税者の皆様が不測の被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、ご本人に対し、提出いただいた申告者等を基にその内容を確認することを原則としています。電話による問い合わせをご家族の方が受けた場合は、即答せず、ご本人からご回答いただくようお願いいたします。
また、申告書等で確認できる売上などの金額を、税務職員が電話でお尋ねすることはありません。
- 2 納税は税務署又は金融機関の窓口で取り扱っており、特定の口座に税金を振り込むようお願いすることはありません。

税務職員を名乗る者からの問い合わせに不審を感じた場合には、氏名、所属をご確認の上、ご面倒でも一旦電話をお切りになり、税務署にご相談ください。税務署において税務職員による問い合わせであるか確認し、改めてご連絡いたします。

緑税務署 ☎ 045-972-7771